

平成 30 年 9 月 19 日

日本学生支援機構給付奨学生各位

学生センター長

平成 30 年度 日本学生支援機構給付奨学生の在籍報告について

日本学生支援機構給付奨学生の皆さんは、在籍および通学の状況を確認するため在籍報告が必要です。手続用紙を各キャンパス奨学金担当まで取りに来たうえで、下記のとおり報告してください。

在籍報告がない場合、奨学金は「廃止」となり給付が終了しますのでご注意ください。

なお、通学形態（自宅通学、自宅外通学）に変更がある人は、別途 4.の手続が必要となる場合があります。手続が必要な人は手続用紙を取りにくる時にお知らせください。

記

1. 手続用紙配付期間

9月25日（火）から10月5日（金）までの平日 9時～17時30分

2. 在籍報告期間

10月1日（月）から10月10日（水）まで 8時～25時

3. 報告の方法

インターネット（スカラネットパーソナル）からの報告

（注意）スカラネットパーソナルで入力するには、まず登録が必要です。

登録がまだの人は、採用時に配付したチラシを確認して登録したうえで報告してください。

4. 通学形態変更に伴う月額変更

社会的養護を必要とする人以外は、次の手続が必要です。

「給付奨学金月額変更願（届）」は学生課にあります。

(1) 自宅通学から自宅外通学への変更

自宅外月額を希望する人は、(1)「給付奨学金月額変更願（届）」、(2) 本人住民票、(3) 賃貸借契約書のコピーを提出してください。

(2) 自宅外通学から自宅通学への変更

自宅外月額を給付されている人は、必ず「給付奨学金月額変更願（届）」を提出してください。

奨学金担当：

中百舌鳥キャンパス	学生課 学務グループ奨学金担当	072-254-9116（直通）
羽曳野キャンパス	事務所 学生グループ奨学金担当	072-950-2940（直通）
りんくうキャンパス	事務所 学生・教務担当	072-463-5748（直通）